

在宅生活サポート事業

訪問介護員による介護保険適応外サービス『在宅生活サポート事業』は、妙高市及び中郷区、板倉区にお住まいの介護認定及び障害区分の認定を受けている方や、サービス利用対象と見込まれる方及びそのご家族に向けた総合的なサービスの提供を行います。

利用時間

- ① 営業日：通年
- ② 営業時間：午前8時30分～午後5時30分
※時間外についても相談に応じます。

(ご希望日時によっては、上記時間内であっても対応できない場合がございます。)

提供サービス内容

- ① 生活支援に関すること
 - ・調理
 - ・洗濯
 - ・掃除
 - ・生活必需品の買い物
 - ・見守り、話し相手
 - ・その他必要な生活支援
- ② 入院等における身の回りの援助 等

ご利用料金

○サービス料のほか、交通費も別途必要になります。

＜利用料＞ 15分 475円(税別)

＜交通費＞ 1回につき 200円(税別)

※1 訪問先までの距離に関係なく、往復での交通費になります。

※2 買い物代行等で、活動中に支援員が車を利用した場合に、その移動距離に対し、1Kmにつき20円(税別)を負担いただきます。



まずは、お気軽に相談ください。

ヘルパーステーション北条

電話：0255-72-3226

FAX：0255-72-3227

担当： 中山・高橋